

令和7・8年度
建設工事等入札参加資格者名簿

広島県

凡 例

1 広島県内に主たる営業所を有する建設業者（広島県知事許可業者及び大臣許可業者）については、主たる営業所の所在する地域別（下表のとおり。）に、先に知事許可業者を許可番号順に記載し、次に大臣許可業者を許可番号順に記載した。

広島県以外の都道府県に主たる営業所を有する建設業者（知事許可業者及び大臣許可業者）については、先に知事許可業者を都道府県別に許可番号順に記載し、次に大臣許可業者を許可番号順に記載した。

地 域 名	市 町 名
広 島 地 域	広島市、江田島市、安芸郡府中町、海田町、熊野町、坂町
廿 日 市 地 域	大竹市、廿日市市
呉 地 域	呉市
安 芸 太 田 地 域	山県郡安芸太田町、北広島町
東 広 島 地 域	竹原市、東広島市、豊田郡大崎上島町
尾 三 地 域	三原市、尾道市、世羅郡世羅町
福 山 地 域	福山市、府中市、神石郡神石高原町
三 次 地 域	三次市、安芸高田市
庄 原 地 域	庄原市

（全23市町）

2 この名簿の様式及び各欄の表示は、それぞれ次のとおりとした。

(1) 許可番号

建設業の許可番号を示す。

(2) 希望業種（32業種）

ア 希望する建設工事の種類の記載に当たっては、次の略号を用いた。

土	土木一式工事	鋼	鋼構造物工事	通	電気通信工事
プレ	プレストレストコンクリート工事	橋	鋼橋上部工事	園	造園工事
建	建築一式工事	筋	鉄筋工事	井	さく井工事
大	大工工事	舗	舗装工事	具	建具工事
左	左官工事	し	しゅんせつ工事	水	水道施設工事
と	とび・土工・コンクリート工事	板	板金工事	消	消防施設工事
法	法面処理工事	ガ	ガラス工事	清	清掃施設工事
石	石工事	塗	塗装工事	解	解体工事
屋	屋根工事	防	防水工事		
電	電気工事	内	内装仕上工事		
管	管工事	機	機械器具設置工事		
タ	タイル・レンガ・ブロック工事	絶	熱絶縁工事		

イ 希望業種の略号の○印は、特定建設業の許可を示す。（特定建設業の許可を受けているときは、発注者から直接請負う1件の工事につき、5000万円（建築一式工事にあっては、8000万円）以上の下請契約を締結して施工できるものである。）

(3) 客観数値

建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23及び29の規定による経営事項審査の総合評定値を記載した。

(4) 主観数値

主観数値の算定方法は、別紙のとおり。

(5) 総合数値

客観数値と主観数値を合計した数値を記載した。

(6) 等級

建設工事指名業者等選定要綱（昭和40年12月27日制定）第3条別表第1により格付したものを記載した。

格付基準

業種 格付等級	土木一式 工 事	建築一式 工 事	とび土工コン クリート工事	法面処理工事	舗装工事	造園工事	電気工事	管工事
A	1,355 以上	1,095 以上	930 以上	1,015 以上	1,060 以上	840 以上	935 以上	920 以上
B	920 以上	845 以上	815 以上	855 以上	855 以上	780 以上	795 以上	795 以上
C	670 以上	670 以上	725 以上	690 以上	725 以上	680 以上	695 以上	680 以上
D	670 未満	670 未満	725 未満	690 未満	725 未満	680 未満	695 未満	680 未満
業種 格付等級	鋼構造物 工 事	塗装工事	水道工事	解体工事	しゅんせつ 工 事	機械器具設置、 電気通信工事		
A	850 以上	970 以上	915 以上	925 以上	755 以上	915 以上		
B	755 以上	790 以上	780 以上	795 以上	665 以上	650 以上		
C	695 以上	690 以上	690 以上	715 以上	665 未満	650 未満		
D	695 未満	690 未満	690 未満	715 未満				

(注)・最下位以外は下限値を示す。(上限は上位等級の下限未満)

(7) 他の格付等の入札に参加できる者の1に該当する者

○印は、一般競争入札事務処理要綱別記1の1の(1)に該当している者を示す。

(8) 平均工事成績

令和2年11月1日以降令和6年10月31日までの間に、しゅん工検査に合格した県発注の建設工事のうち、工事成績点が付されている各工事に係る平均工事成績点（小数点第2位以下を切り捨て）を示す。

(9) 技術職員数

経営事項審査総合評定値通知書に記載されている「1級技術職員数」「2級技術職員数」「その他技術職員数」について、それぞれ建設工事の種類ごとに転記した。

(10) 街路樹剪定士資格を有するもの有無

○印は、造園工事業を希望する者で、街路樹剪定士資格の登録を受けた技術者を有することを示す。

(11) 優良建設業者表彰回数

令和3年度、令和4年度、令和5年度又は令和6年度に優良建設業者としての表彰を受けた回数を示す。

(12) ISO14005

○印は、入札参加申請時において、広島県内の建設業法上の主たる営業所又は従たる営業所、事業所等がISO14005を取得の有無を示す。

(13) 建災防加入

○印は、建設業労働災害防止協会に加入していることを示す。

(14) 消防団協力事業所の認定

○印は、県内市町の消防団協力事業所表示制度における認定を受けていることを示す。

(15) 障害者雇用の状況

○印は、県内に主たる営業所を有する者のうち、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項の規定により、第2条第1項に規定する障害者（以下、「障害者」という。）を雇用する義務のある者で、障害者の促進等に関する法律施行令（昭和35年政令第292号）第9条に規定する障害者雇用率を達成していること、又は障害者を雇用する義務のない者で、障害者を1名以上直接的かつ恒常に雇用していることを示す。

(16) 地域防災活動への貢献

○印は、大規模災害時の協力建設事業者登録制度における協力建設事業者名簿の登録があることを示す。

(17) 広島県仕事と家庭の両立支援企業の登録

○印は、広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度における登録を受けていることを示す。

(18) 社会資本維持管理活動への貢献

○印は、広島県アダプトシステムにおけるアダプト活動団体として認定を受けている者（マイロード・ラブリバー認定団体）であることを示す。

(19) CCUSの活用状況

①は、②～⑤のいずれにも当てはまらない者を示す。

②は、CCUSに事業者登録をしており、雇用している技能労働者のうちCCUSに登録されている技能労働者の割合が0%～9%であることを示す。

③は、CCUSに事業者登録をしており、雇用している技能労働者のうちCCUSに登録されている技能労働者の割合が10%～49%であることを示す。

④は、CCUSに事業者登録をしており、雇用している技能労働者のうちCCUSに登録されている技能労働者の割合が50%～74%であることを示す。

⑤は、CCUSに事業者登録をしており、雇用している技能労働者のうちCCUSに登録されている技能労働者の割合が75%以上であることを示す。

(20) 災害復旧工事等（土木一式工事）

令和2年11月1日以降令和6年10月31日までの間に、完成検査を受けている県発注の建設工事のうち、災害復旧工事等の元請としての受注実績（請負代金額の合計、受注件数（災害査定箇所毎）の合計）を示す。

別紙

【主観数値の算出方法】

主観数値の算出は、次の算式によって計算した値とする。

$$\text{主観数値} = \text{工事成績数値} (\alpha) + \text{指名除外等数値} + \text{その他数値}$$

(α の算出方法)

① $\beta \leq 200$ の場合

$$\alpha = \beta$$

② $200 < \beta \leq 300$ の場合

$$\alpha = 200 + (\beta - 200) \times 1/2$$

③ $300 < \beta \leq 400$ の場合

$$\alpha = 200 + 100 \times 1/2 + (\beta - 300) \times 1/3$$

④ $400 < \beta \leq 500$ の場合

$$\alpha = 200 + 100 \times (1/2 + 1/3) + (\beta - 400) \times 1/4$$

⑤ $500 < \beta$ の場合

$$\alpha = 200 + 100 \times (1/2 + 1/3 + 1/4) + (\beta - 500) \times 1/10$$

※ α の数値については、小数点第1位を四捨五入処理する。

※ 計算過程における小数点第5位以下の端数は切り捨てる。

(β の算出方法)

$$\beta = 0.08 \times (A_1 \times B_1 \times C_1 + A_2 \times B_2 \times C_2 + \dots + A_n \times B_n \times C_n) / \sqrt{D + E}$$

※ 計算過程における小数点第5位以下の端数は切り捨てる。

※ 計算に用いる各記号の定義は次のとおりとし、審査する工事の種類ごとに当該工事の種類が一致するデータを用いて算出する。

A : 令和2年11月1日以降令和6年10月31日までの間に、しゅん工検査に合格した県発注の建設工事のうち、工事成績評点（以下「工事成績点」という。）が付されている各建設工事（以下「各工事」という。）の最終契約金額を100万円で除した数値

B : 各工事規模補正係数（最終契約金額5億円以上の場合は2.0とし、最終契約金額5億円未満の場合は1.0とする。）

C : 各工事のしゅん工検査における工事成績点 - 6.5

D : 工事総件数

E : 100点（基本点）

※ $(A_1 \times B_1 \times C_1 + A_2 \times B_2 \times C_2 + \dots + A_n \times B_n \times C_n)$ が0を超える場合にEを加える。

(指名除外等数値)

指名除外等月数 × (-10) ※「指名除外等月数」とは、指名除外月数と下請排除月数の合計値である。

(その他数値の配点)

・ 令和3年度、令和4年度、令和5年度又は令和6年度に優良建設業者としての表彰を受けた者 各10点

・ C C U S に事業者登録をしている場合 5点

・ 雇用している技能労働者のうち C C U S に登録している技能労働者の割合によって配点

10%～49%の場合 1点

50%～74%の場合 3点

75%以上の場合 5点

・ I S O 1 4 0 0 5 を取得している場合 5点

・建設業労働災害防止協会に加入している場合	5点
・県内市町の消防団協力事業所表示制度における認定を受けている場合	5点
・広島保護観察所から協力雇用主として登録を受けている場合又は公益財団法人暴力追放広島県民会議が行う暴力団離脱者の社会復帰支援事業における協力事業所として登録されている場合	5点
・障害者雇用の状況～県内に主たる営業所を有する者のうち、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項の規定により、第2条第1項に規定する障害者（以下、「障害者」という。）を雇用する義務のある者で、障害者の促進等に関する法律施行令（昭和35年政令第292号）第9条に規定する障害者雇用率を達成している場合又は障害者を雇用する義務のない者で、障害者を1名以上直接的かつ恒常に雇用している場合	5点
・大規模災害時の協力建設事業者登録制度における協力建設事業者名簿の登録がある場合	5点
・広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度において登録されている場合	5点
・広島県アダプトシステムにおけるアダプト活動団体（マイロード・ラブリバー認定団体）として認定を受けている者である場合	5点